

伊 国 環 第 2 号
令和 7 年 4 月 8 日

区 長 各 位

伊豆の国市長
(環境政策課)

市内一斉清掃（5月）の実施について

日頃より、市の環境美化推進事業に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。
市では市内における環境美化を図るため、5・9・3月の年3回の「環境美化の日」を設定し、市内の一斉清掃に取り組んでおります。

については、地域での清掃活動への御協力をいただきたく、貴区において、5月の環境美化の日に合わせた清掃活動の実施を御検討いただき、下記注意事項等を御確認の上、実施の可否等について5月9日（金）までに別紙にて御回答いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 実施日 令和7年5月18日（第3日曜日）

2. 依頼内容 ごみ拾い等の環境美化活動

(1) 当日の役割

【地 区】 ごみ拾い等の地域の清掃活動を実施

⇒ 清掃活動終了後、9:00までに拾い集めたごみを指定した場所へ集積してください

【市役所】 集められたごみを回収

⇒ 9:00～ 各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを回収します

(2) ごみの集積場所

市によるごみの回収を希望される場合には、別紙にて集積場所を御報告ください。当日は、御報告いただいた指定場所を、回収車両が巡回収集します。

集積場所は可能な限り1箇所をお願いしたいところですが、困難な場合もあるかと思われますので、区の状況に応じて御検討の上、御報告ください。

(3) 注意事項等

①ごみの分別方法について

【燃やせるごみ】 燃やせるごみはごみ袋にまとめて出してください。（ペットボトル、プラスチック類について、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいても構いません。）

【燃えないごみ】 カンやビン、その他金属類等、種類ごとに別々の袋に分別して出してください。

【粗大ごみ】 袋に入らないような粗大ごみ（家具、家電製品等）については、そのまま集積場所に置いてください。公民館や自宅等の粗大ごみは御遠慮願います。

②使用のごみ袋について

一斉清掃当日に限り、市指定ごみ袋でなく、どのような袋を使用していただいても結構です。袋ごとにごみの種類を分別して出してください。

合併前の旧町のごみ袋（15L）の提供が可能ですので、必要な場合は別紙に必要な枚数を御記入ください。

旧町ごみ袋は、環境政策課（大仁庁舎）又は、協働まちづくり課（長岡庁舎）、市民課菰山支所（菰山農村環境改善センター）で配布します。

③ 側溝清掃や草刈りを実施される場合、発生する土砂や刈草については、ごみと一緒に回収することができないため、別途自己搬出をお願いします。

側溝の土砂については建設課所管の処分場へ、ごみ袋に入り切らない刈草については、当日の午前中に大仁清掃センター又は菰山リサイクルプラザへ直接搬入をお願いします。（長岡清掃センターへの搬入はできません）。

詳細については各施設等へお問い合わせください。

3. その他

雨天の場合の順延はしませんが、雨天の場合でも、各区の集積場所には市の回収車両が収集に巡回します。

雨天時における実施の判断については、各区にてお願いしますが、不明な点等ありましたら御相談ください。

4. 年間計画

令和7年度の市内一斉清掃は、休日のごみ受付を実施している日に合わせ、以下の予定にて計画しています。

第1回：令和7年5月18日（第3日曜日）

第2回：令和7年9月21日（第3日曜日）

第3回：令和8年3月1日（第1日曜日）

[連絡先] 環境政策課（大仁庁舎内）担当：芹澤

TEL 0558-76-8002 / FAX 0558-76-5499

mail kan@city.izunokuni.shizuoka.jp